

当面の防衛力整備について

〔 昭和51年11月5日 国防会議決定
昭和51年11月5日 閣議決定 〕

防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年度の防衛関係経費の総額が当該年度の国民総生産の100分の1に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行うものとする。